

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会

福祉基金積立預金設置規程

平成19年03月01日施行
社会福祉法人
宮古島市社会福祉協議会

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会福祉基金積立預金設置規程

(目的)

第1条 宮古島市社会福祉協議会（以下「当会」という。）は、宮古島市の福祉事業の推進をはかるため、福祉基金積立預金を設置する。

(名称)

第2条 この福祉基金積立預金は、宮古島市社会福祉協議会福祉基金積立預金（以下「基金」という。）と称する。

(積立)

第3条 基金として積み立てる額は5千万円とする。

2 この基金に充てるため島内外の企業、団体、個人等から当会が受けた寄付金（福祉基金以外へ指定された寄付金は除く）を当会の一般会計で定める範囲内で積み立てるものとする。

(管理)

第4条 基金は銀行その他金融機関への預金等、最も確実かつ有効な方法において管理するものとする。

(果実の運用)

第5条 基金より生じる果実については、当会の活動資金に充てるため当会一般会計に繰り入れるものとする。ただし、第3条に定める額に達するまでは、基金へ編入することができる。

(取り崩し)

第6条 基金は災害その他緊急の必要が生じた場合のほか、取り崩すことはできないものとする。

2 基金を取り崩す場合は、当会の理事会の承認を得、評議員会の議決を得なければならない。
3 基金を取り崩す場合は、事業費に充てるものとし、人件費に充当してはならない。

(運営委員会)

第7条 基金の適正な運営を図るため運営委員会を設置することができる。

2 運営委員会について必要な事項は別に定める。

(経理)

第8条 基金の経理は、当会の一般会計福祉基金積立預金事業経理区分とする。

2 この会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、基金の管理運営に必要な事項は運営委員会又は理事会において定める。

(改廃)

第10条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の承認を得、評議員会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は平成19年3月1日から施行する。